

四十四 外国法人の納税義務

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人の総資産価額等の計算)</p> <p>20 - 3 - 7</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>電信売買相場の仲値(以下20 - 3 - 14までにおいて「電信 売買相場の仲値」という。)</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(在日支店等の資産等の円換算)</p> <p>20 - 3 - 12<u>13の2 - 2 - 18</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(外国法人の総資産価額等の計算)</p> <p>20 - 3 - 7</p> <p>(1)</p> <p>.....<u>電信売買相場の仲値(以下20 - 3 - 14までにおいて同じ。)</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(2)</p> <p>(在日支店等の資産等の円換算)</p> <p>20 - 3 - 12<u>13の2 - 2 - 19</u>.....</p> <p>(注)</p> <p><u>(外国法人が現物出資に代えて金銭の出資の形式により資産を譲渡した場合)</u></p> <p><u>20 - 3 - 15 法第141条第1号《外国法人の範囲》に掲げる外国法人が新たに内国法人を設立するため現物出資に代えて金銭を出資し、その所有する金銭以外の資産をその新たに設立された内国法人(以下20 - 3 - 15において「新設法人」という。)に対しその設立後に譲渡した場合における10 - 7 - 1《現物出資に代えて金銭出資の形式により資産を譲渡した場合の圧縮記帳》の取扱いについては、10 - 7 - 1に定める要件のほか、次のすべてに該当するときに限り、適用する。</u></p> <p><u>(1) 当該外国法人が当該新設法人の設立の日から当該資産の譲渡の日を含む事業年度(以下20 - 3 - 15において「譲渡事業年度」という。)終了の日までの期間内において継続して次のイ及びロに該当していること。</u></p> <p><u>イ 当該外国法人が法第141条第1号に掲げる外国法人に該当しているこ</u></p>
(廃 止)	

改 正 後	改 正 前
	<p><u>と。</u></p> <p><u>ロ 当該外国法人の国内における代表者が、当該出資により取得した株式（出資を含む。）をその国内において行う事業に係る資産として管理していること。</u></p> <p><u>(2) 当該外国法人が当該譲渡事業年度後の事業年度において継続して(1)のイ及びロに該当することとしていること。</u></p> <p><u>(注) 本文の取扱いの適用を受けた外国法人が、譲渡事業年度後の事業年度において(1)のイ又はロのいずれかに該当しないこととなった場合には、令第188条第1項《特定の現物出資の要件を満たさなくなった場合》の規定に準じて取り扱う。</u></p>